

一般事業主行動計画

社員および非正規社員（以下「等という。」）が仕事と子育てを両立させることができ、社員等が働きやすい職場環境をつくることによって、すべての社員等がその能力を十分に発揮できるできるようにするとともに、仕事と生活の調和された「ワークライフバランス」を目指し、職場環境の整備に努めるため次のように「一般事業主行動計画」を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日まで

2. 内容

1) 時間外労働削減のための措置の実施

【目標】1ヵ月の時間外労働時間10%削減（26年実績比）

【対策】業務改革及びクロストレーニングの推進を図る

経営会議で時間外労働実績の報告を行う他、社内会議体を通して、時間外労働削減に向けた意識啓発を図る

2) 特別有給休暇の取得促進

【目標】通年取得可能なリフレッシュ休暇（3日間）を導入し完全取得を推進する

【対策】事前休暇スケジュールの策定により、取得日数の向上に努める

3) 年次有給休暇の取得促進

【目標】取得日数7日以上

【対策】業務計画に組み入れる等を通じて、取得日数の増加に努める

4) 子供が生まれる際の父親の休暇取得促進

【目標】出生時の休暇取得の推進

【対策】休暇種別の如何を問わず、出生時の取得を推進する

平成27年4月1日

株式会社ヤマタネ